

猪 都 第 2 0 号
平成30年3月2日

(一社) 大阪府トラック協会 様

猪名川町 まちづくり部
都市政策課長 中元 進



土砂搬入禁止区域の指定について (通知)

平素より、本町の都市政策行政各般にご協力賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標題の件について、猪名川町土砂等による土地の埋立等を規制する条例第31条第1項の規定に基づき、下記の通り土砂搬入禁止区域を指定しましたのでお知らせします。

つきましては、関係機関等への周知につきましてご協力をお願いいたします。

記

1. 指定の告示日

平成30年3月1日

2. 指定の期間

平成30年3月5日から同年9月4日まで

3. 指定の理由

指定した区域において、無計画かつ煩雑な土砂等の堆積行為が長期間に渡り継続されてきたことから、土砂等による埋立等を継続することで、人の生命、身体及び財産を害する土砂災害を誘発する恐れがあるため

4. 添付書類

周知のチラシ

【問合せ先】

猪名川町 まちづくり部 都市政策課

担当：塚原、乾

TEL：072-766-8704



大切なお知らせ

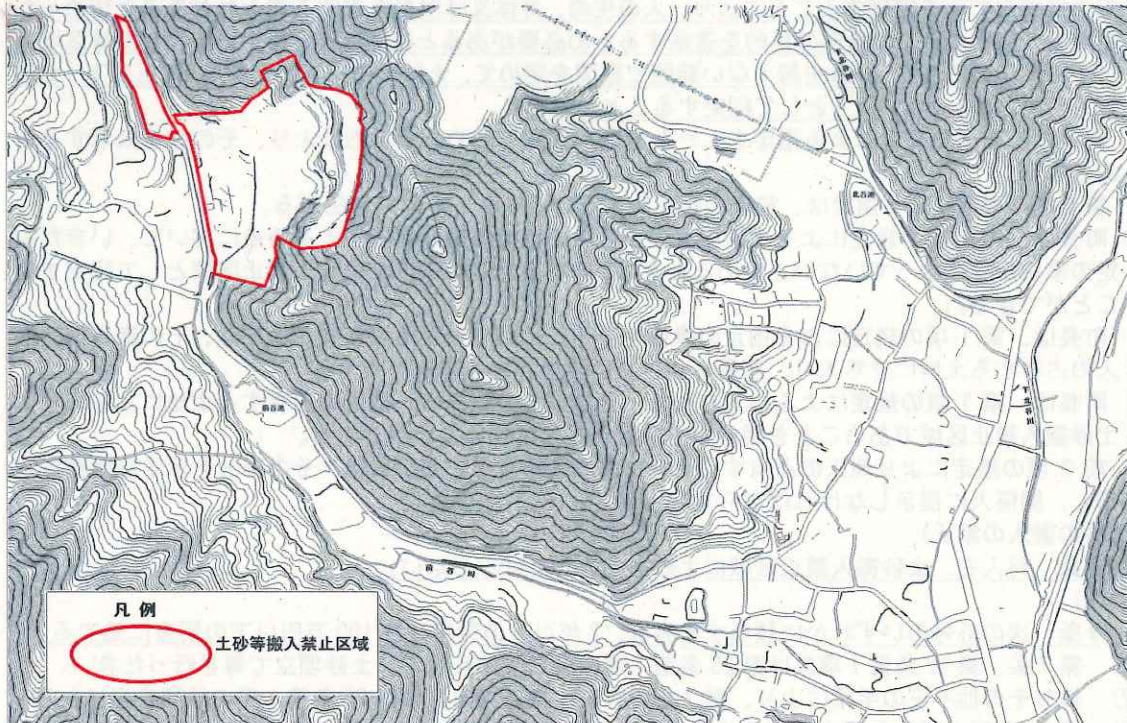
土砂搬出事業者
土砂運搬事業者 の皆様

土砂搬入禁止区域の指定について

下記の区域を、猪名川町土砂等による土地の埋立等を規制する条例（平成29年猪名川町条例第16号）第31条第1項の規定により、**土砂搬入禁止区域**に指定しました。

指定区域内に土砂を搬入した者は、同条例第39条により2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する場合があります。

また、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業員が、その法人又は人の業務に関し、違反行為をしたときは、行為者のほか、その法人又は人に対しても罰金刑を科する場合があります。



問合せ先
猪名川町 まちづくり部 都市政策課
TEL：072-766-8704

平成30年3月1日（猪名川町告示第13号）

1. 土砂搬入禁止区域の位置及び区域
猪名川町清水字東畑の区域のうち別図に示す部分
2. 土砂搬入禁止区域の面積
4. 6ヘクタール
3. 土砂等入禁止区域の指定の期間
平成30年3月5日から平成30年9月4日まで
4. 土砂搬入禁止区域の指定の理由
1の区域において、無計画かつ煩雑な土砂等の堆積行為が長期間に渡り継続されてきたことから、土砂等による埋立等を継続することで、人の生命、身体及び財産を害する土砂災害を誘発する恐れがあるため

土砂とは

- 建設工事などにより発生した土、砂、礫、砂利及びこれらが集まったもの
- 有価物か無価物かは問いません。そのため、改良土も対象となります

猪名川町土砂等による土地の埋立等を規制する条例（平成29年6月23日 条例第16号）～抜粋～

（土砂搬入禁止区域の指定）

- 第31条 町長は、埋立て等区域（500平方メートル未満のものを除く。）及びその周辺の区域において土砂埋立て等を継続することにより、人の生命、身体又は財産を害するおそれがあると認められる場合であつて、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、当該埋立て等区域及びその周辺の区域を、6月を超えない範囲で期間を定めて、土砂の搬入を禁止する区域（以下「土砂搬入禁止区域」という。）として指定することができる。
- 2 町長は、前項の規定による指定をしたときは、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。
 - 3 第1項の規定による指定は、前項の規定による公示をもって効力を生ずる。
 - 4 町長は、第1項の規定による土砂搬入禁止区域の指定の期間が満了する時点において、いまだ指定の事由がなくなっていないと認めるときは、同項の規定により土砂搬入禁止区域として指定することができる。
 - 5 町長は、第1項の規定による指定の準備をするため必要がある場合においては、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、測量させ、又は調査させることができる。
 - 6 町長は、第1項の規定による指定をしたときは、その職員に、他人の占有する土地に立ち入り、土砂搬入禁止区域であることを明示する措置を講じさせることができる。
 - 7 前2項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

（土砂の搬入の禁止）

第32条 何人も、土砂搬入禁止区域に土砂を搬入してはならない。

（罰則）

- 第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- (1) 第7条、第12条第1項又は第25条第1項の規定に違反して、土砂埋立て等を行った者
 - (2) 偽りその他不正の手段により、第7条の許可、変更許可又は第25条第1項の承認を受けた者
 - (3) 第26条第1項から第4項までの規定による命令に違反した者
 - (4) 第32条の規定に違反した者

（両罰規定）

第44条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第39条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。